

令和7年第2回

印西市教育委員会定例会会議録

令和7年2月28日（金）

令和7年第2回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和7年2月28日(金)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

令和6年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について（追加報告）

日程第 5 議案第1号

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第2号

不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針について

日程第 7 議案第3号

印西市教育DX推進計画について

日程第 8 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	豊 田 光 弘
3 番	委 員	長 尾 香 奈
4 番	委 員	屋 敷 毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生

生涯学習課長 飯 島 正 義

職務のため出席した職員(4名)

教育総務課 秋 山 和 俊
課長補佐

教育総務課 清 水 純 一 郎
総務係課長

教育総務課 佐 々 木 洋 子
総務係主査

教育総務課 川 村 健 一
総務係主査

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和7年第2回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、豊田委員を指名します。よろしくお願いたします。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。
まず、経過報告についてでございます。
1月24日金曜日、第26回印西市書道展及び第三部会小・中学校書き初め展がイオンホールであり、参観してまいりました。
同日、千教連第2回教育長・教育委員研修会が流山市であり、参加してまいりました。
25日土曜日、第33回印西市社会福祉大会が文化ホールであり、出席い

たしました。

26日日曜日、令和6年度文化財防災訓練が小倉の宝珠院観音堂であり、出席いたしました。

27日月曜日、第2回総合計画策定本部会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、行政改革推進本部会議が市役所であり、出席いたしました。

28日火曜日、第3回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、出席いたしました。

30日木曜日、社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式が文化ホールであり、出席いたしました。

31日金曜日、令和6年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が文化ホールであり、出席いたしました。今年、初めて文化ホールを使用したということで、94人、10団体、大変多くの子どもたちを表彰することができました。

2月3日月曜日、北総教育事務所指導室訪問が牧の原小学校であり、出席いたしました。

4日火曜日、令和6年度印教連教育功労者表彰式が成田市であり、出席いたしました。印西市からは校長先生4名、教頭先生が1名、主幹教諭1名、6名が表彰の対象でした。

同日、第4回印教連定例常任委員会が同じく成田市であり、出席いたしました。

5日水曜日、第1回学校適正配置審議会が市役所であり、出席いたしました。

7日金曜日、令和6年度第2回家庭教育学級主事会議が印旛公民館であり、出席いたしました。

同日、第10回市教頭会議が印旛公民館であり、出席いたしました。

12日水曜日、第7回市校長会議が船穂小を会場に開かれ、出席いたしました。

13日木曜日、ケーブルネット296放送番組審議会が酒々井町であり、出席いたしました。

17日月曜日、令和7年第1回市議会定例会が3月17日までの日程で開かれております。

28日金曜日、令和7年第2回教育委員会定例会、本日ここに今、開会しております。

また、この後、令和6年度第3回総合教育会議に教育委員の皆様と共に出席いたします。

続きまして、行事予定でございます。

3月1日土曜日、印西市民アカデミー卒業論文発表会が文化ホールであり、出席する予定です。

11日火曜日、市内の中学校9校卒業式があります。教育委員の皆様

も出席いただきます。よろしく申し上げます。

12日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

18日火曜日、市内18校の小学校で卒業式があり、同じく、委員の皆様にもご出席いただく予定となっております。

19日水曜日、令和7年第3回教育委員会定例会が市役所で開催する予定でございます。

以上でございます。

ご質問等ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

ありません

それでは、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 令和6年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教 育 総 務 課 長

報告第1号 令和6年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第4項の規定により、別紙のとおり決定したので報告する。

令和7年2月28日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご報告させていただきます。

この表彰は、印西市内に在住する、または、市内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び団体に対して、学芸、スポーツ等の分野において優れた成績を修めたとき及び他の模範となる行動をしたとき、その功績を称えて表彰するものです。

今回の表彰は、1月の教育委員会定例会で報告させていただいた以降に、表彰を決定した児童及び生徒について報告するものです。

表彰に対する方は、個人で児童3名、生徒2名、団体で児童1団体でございます。

被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容については、表に記載のとおりでございます。ご確認いただきたいと思います。

表彰式につきましては、3月12日に市役所において実施予定しております。

報告1号については以上でございます。

職 務 代 理 者

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

各 委 員
職 務 代 理 者

ありません
質疑なしと認めます。
以上で、報告第1号を終わります。

(議案第1号)
職 務 代 理 者

続きます。日程第5 議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月28日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

議案第1号審議資料をご覧ください。

まず、1の改正の要旨でございます。別表中印西市立中央駅前地域交流館長之印の項を削るものでございます。

2の改正の理由ですが、令和7年4月1日から印西市立中央駅前地域交流館が指定管理者の管理運営となりまして、公印を必要としないためでございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日とするものでございます。

改正箇所につきましては、4の新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職 務 代 理 者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

ありません

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職 務 代 理 者

日程第6 議案第2号 不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第2号 不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針について。
不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針を別紙のとおり定める。
令和7年2月28日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

では、ご説明いたします。

本件は、令和6年12月20日に行われました令和6年度第2回印西市総合教育会議で説明をさせていただいたところでございますが、いま一度主なところを説明させていただきます。

1ページから2ページをご覧ください。

初めに、本基本方針の策定の目的でございます。

各小・中学校では不登校の未然防止や不登校の児童・生徒への支援など、様々な取組を行っているところですが、不登校児童・生徒の割合は2ページのグラフのとおり、全国的な傾向と同様に、年々増加しており、その支援を喫緊かつ重要な課題として取り組む必要があることから、市としての支援の方向性を明確にし、不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針を策定することといたしました。

続きまして3ページをご覧ください。

Ⅱの「不登校児童生徒支援の基本的な考え方」でございます。

登校することのみを目標とするのではなく、児童生徒に多様な学びの場を確保し、児童生徒の意思を尊重しつつ支援することとし、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指しております。

続いて、Ⅲの「不登校児童生徒支援の方向性」でございます。

不登校児童生徒支援の充実の前提としましては、児童生徒が安心して学校に通えるよう、魅力ある学校づくりを推進することが重要となります。

学校は、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係づくりに取り組むとともに、自己有用感や自己肯定感を感じられるよう、居場所や絆づくりを進めてまいります。

その上で、児童生徒やその保護者が必要な支援を受けられるよう、学校が早期の状況把握と早期支援を行うとともに、学校と市教育委員会が連携して、多様な学びの場の確保と積極的な情報提供を行いながら、個々の状況に応じてきめ細やかな支援を行っていくこととします。

4ページ以降の具体的な支援策につきましては、資料をご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

何か質問ございませんか。よろしいですか。

豊田委員。

職 務 代 理 者

豊田委員 せっかくの機会なので、少し教えていただきたいのですが、この基本方針の中に、早期の兆候把握と早期の支援という項目があります。指導課長も、学務課長も、現場でいろいろな経験をされていると思いますが、要は不登校になってしまうと、もういろいろと手当ですとか、そういったことが大変だと思います。その兆候を見抜くテクニックみたいなものというのは何かあるのでしょうか。マニュアル化されたものですか、そういったものもあるのでしょうか。それちょっと教えていただければ。

職務代理者 指導課長。

指導課長 兆候としましては、毎日、担任が健康観察等をして、頻繁にお腹が痛くなるとか、体の不調を訴えることが多くなったとか。また、返事の様子等、小さな変化にいかにつづけるかというところです。

また、欠席が3日続きましたら、これは本来の病気が治ればまた登校できるのか、また別の要因があるのかといったことも子どもの様子や保護者から聴き取りをすること等を行っています。

豊田委員 ありがとうございます。

職務代理者 ほかに。

長尾委員。 ありがとうございます。

長尾委員 ありがとうございます。

不登校児童が増えているということで、今、私も保護者として子どもたちと接していて、もう少し前は、不登校という、いじめだったりとか、その学校が合わないとか、そういうことでの原因が多かったのが、今、だんだん何か不登校というか、学校離れみたいな感じで、ここにもありますけれども、ICTを活用できたりとか、フリースクール、学校でなくても学べる場所、自分の居場所の選択肢ができてきたと思います。

その中で、やっぱりそれでも学校に行きたいという、学校の魅力づくりとあったんですけれども、以前、中学校を訪問させていただいたときに、ある学校では、支援級のクラスが机と壁で無機質な感じがあるところもあれば、一方で何か生徒たちが作ったものが飾られていたりとか、生徒さんが何かギターを持っていたりとか、すごく先生と和気あいあいとして、楽しい雰囲気のところもあって、そういう場所だったら、もしかしたら行きたいと思う子もいるかもしれないけれども、もし、机と壁だけで、ちょっと心が乱れたら、間仕切りのあちらのソファの席にどうぞという、何かそういうところだと何かあまり学校に行きたいと、じゃ、行こうかなと思える雰囲気ではないのかなと肌で感じたことがあって、支援級のその環境づくり、何かもう少し力を入れていたら、何か少し、ほかの居場所じゃなくて、学校にという気持ちにもなれるのかなと感じたりしました。

職務代理者 指導課長。

指導課長	おっしゃるとおり、環境というのはとても大事だと思いますので、無機質な環境にならないように、温かい環境となるよう働きかけていきたいと思ひます。ありがとうございます。
長尾委員 職務代理者	ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。 ほかに質疑ありませんか。 屋敷委員。
屋敷委員	資料の6ページの(5)民間施設等の運営者への補助と出ています。この通えない子どもたちを面倒見てくれる民間の団体の方がいらっしゃると思ひますが、実際、お手伝いしてくれる方に手間を払えないとか、施設費にお金がかかるという話を聞いたことがあるんですけども、今のほうで助成に対して何か動きがあれば教えていただきたいと思ひます。
職務代理者 指導課長	指導課長。 ありがとうございます。 まさにその仕組みづくりをしているところでございまして、3月の定例会でご提案できるように、準備を進めております。よろしくお願ひいたします。
職務代理者	ほかに質疑ございませんか。 よろしいですか。
各委員 職務代理者	ありません 質疑なしと認めます。 議案第2号について採決を行います。 お諮りいたします。 議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
(議案第3号) 職務代理者	日程第7 議案第3号 印西市教育DX推進計画についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指導課長	議案第3号 印西市教育DX推進計画について。 印西市教育DX推進計画を別紙のとおり定める。 令和7年2月28日提出。 印西市教育委員会教育長、渡邊義規。 それでは、説明いたします。 本件も令和6年12月20日に行われました令和6年度第2回印西市総合教育会議で説明をさせていただいたものでございます。 いま一度、主なものを説明させていただきます。

まず、概要と書いてあるこちらをご覧ください。

この計画は、令和7年度から令和10年度にわたる計画でございます。

資料2ページをご覧ください。

全体で4つの章から構成されております。

続いて、4ページをご覧ください。

まず、計画策定の趣旨でございます。教育D Xの実現に向け、学校教育において、目指す姿や取組の道筋を全ての教職員と教育委員会が共有するために策定するものでございます。

続きまして、資料6ページ、7ページをご覧ください。

教育D Xの目指す姿でございます。この教育が目指すのは、子どもと教職員のそれぞれが進化する教育環境の実現でございます。

子どもたちの目指す姿としましては、3点ございます。

1点目が「協働し、創造し、未来を拓く」、2つ目が「個性を輝かせ、価値を想像する」、3つ目が「学び続け、社会に積極的に関わる」でございます。

教職員の目指す姿も3点ございます。

1つ目が「寄り添い支え、深い学びを創る」、2つ目が「創造性と批判的思考を引き出す」、3つ目が「効率と革新で、共に学び続ける」でございます。

7ページをご覧ください。

学びの変革、そして校務D X、I C T環境整備の3つの視点と7つの施策でございます。

これらの視点と施策において学校と教育委員会が教育D Xにおけるそれぞれの役割を認識し、取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、10ページをご覧ください。

施策②S T E A Mと情報の活用を総合的に学ぶ先進的な情報教育の推進でございます。

星の3つ目に先進的な情報教育カリキュラムモデル校実践というのがございます。令和7年度から8年度まで行い、令和9年度からは全市内の学校で展開していく予定でございます。

具体的な内容としましては、プログラミング教材であるロボッチャを段階的に導入する予定でございます。ロボッチャにつきましては、その他で詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

豊田委員。

D Xの推進計画については、先ほど来、お話がありましたとおり、昨年、第2回の総合教育会議でも説明をしていただきまして、認識をした

職務代理者

豊田委員

ところでございますが、ちょっと細かいところで、教えていただきたいのですが、要は、学校でもICT化が進んでおります。また、家庭でもお子様方は、パソコンですとか、そういったものと向き合う時間というのが、かなり多くなってきていると思いますが、例えば、一般の会社ですとか、要はそういったVDT作業というのですが、子どもさんの場合、作業に該当しませんけれども、そういったような場合は、健康診断等の強化等が図られていると思うのですが、実際、今、子どもさんが、そういったディスプレイと向き合われている時間というのは、どのくらいあるものなのか把握されていれば教えていただきたいということと、今後の児童、生徒さんの健康診断の中でそういった项目的なものを、これは印西市だけの話ではないとは思いますが、どのような進め方がされていくのかというのが、分かる範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

職務代理者
指導課長

指導課長。

ありがとうございます。

こういった機器と向き合っている子どもたちがどのくらいの時間向き合っているのかという正確なデータはございませんけれども、以前と比べて確実に学校の授業の中で使う時間も増えておりますし、持ち帰って、インターネット等でも調べることができたり、動画を見たりというのが可能な状況ですので、確実にその時間は増えていると言えるかと思えます。

健康診断等の視力のこと等は、やはり今後も視力低下につながっているのかどうかというのは、こちらでも意識して見ていかなければならないと思えます。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

ありがとうございます。

それと併せて、今後そういったディスプレイ関係の機器を導入にされるに当たって、なるべくそういった負担が少ないような機種、要は安かろう悪かろうじゃいけないと思えますので、そういった健康面も視野に入れた選択も必要になってくるのかなと思えますので、その辺のご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

指導課長
職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

長尾委員。

長尾委員

ありがとうございます。

今後、ICT、DX化を推進されていくということで、今、スクールサポーターとして、学校に来られる先生方がいらっしゃると思うんですが、今後、ICTを推し進めていくに当たって、DX授業に協力してくださるスクールサポーターを採用されたりとか、そういうこともされて

いく予定はありますでしょうか。

職務代理者 指導課長。
指 導 課 長 スクールサポーターはICT支援員のことでしょか。それとも学習支援員とか、支援員さんのことでよろしいですか。

職務代理者 長尾委員。
長 尾 委 員 ありがとうございます、すみません。
今までですと、スクールサポーターは学習支援員ということで、このDX化をしていくに当たって、それに特化した先生というのは、地域の方じゃなくて、要するに特化した技術とか資格をお持ちの方の配置ということでしょうか。

職務代理者 指導課長。
指 導 課 長 現在、ICT支援員を各学校に配置しております。しかし、日数的に十分かというところは、今後ますますこういった計画を進めていくに当たり、必要に応じて増員等を検討してまいりたいと思っております。

長 尾 委 員 ありがとうございます。
職務代理者 ほかに質疑ありませんか。
よろしいですか。

各 委 員 はい
職務代理者 これで質疑を終わります。
議案第3号について採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員 異議なし
職務代理者 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(その他)
職務代理者 日程第8 その他について何かありますか。
教育総務課長。 令和6年第4回印西市議会定例会の一般質問の答弁要旨を配付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思えます。

職務代理者 ほかにありませんか。
学務課長。 学務課から2点報告をさせていただきます。
学 務 課 長 まず1点目ですが、お手元の資料、令和6年度卒業式・卒園式の日程・出席予定者一覧表をご覧ください。
小学校におきましては、3月18日火曜日、中学校におきましては3月11日火曜日、もとの幼稚園につきましては3月14日金曜日となっております。
委員の皆様方にも小学校、中学校にそれぞれ出席していただくようになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、2点目です。

原小学校及び西の原中学校の過大規模校対策の検討について（案）について説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。まず1つ目はA4、1枚になっております原小学校及び西の原中学校過大規模校対策について（案）及びホチキス留めになっております資料を併せてご覧いただければというふうに思います。

これまで、原小学校の過大規模校対策としましては、分離新設に向け、庁内で検討し、教育委員会定例会にご報告、または総合教育会議においてご意見をいただいていたところでもあります。

庁内での検討や総合教育会議での意見を踏まえ、昨年12月に保護者や地域の方などと意見交換を行ってきたところでもあります。これについては前回ご説明をさせていただきました。

その会の中でも中学校の大規模化に対して心配であるといったご意見があつて、再度検討を行ったものでございます。

それでは、お手元の資料A4横の資料で、左側、検討結論別の対応方針（案）の項目をご覧ください。

左側です。原小学校につきましては、前回から変更はございません。その下の西の原中学校の項目について説明させていただきますので、その部分と、ホチキス留めの資料4のところの西の原中学校分離新設時の生徒推計のシミュレーションをご覧くださいというふうに思います。

ホチキス留めを開いていただいて、資料4、下段のところです。

資料4のとおり、西の原中学校を分離新設した場合、開校時及び令和18年度から小規模校になる予測となり、適正規模を維持できず、教育指導面や学校運営面に課題が残ることから、増築対応としてきたところでございます。

しかしながら、全校での学校行事の実施や施設利用において制限が生じるなど、過大規模校においても少なからず課題があることから、再度検討を行い、原小学校と西の原中学校の分離新設と併せて義務教育学校の新設をする方針としたものでございます。

ここで、少し義務教育学校についてご説明させていただきますと、義務教育学校とは、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校を設定し、9年間の継続性及び連続性を確保した教育活動を編成、実施する学校であります。

小学校を前期課程、中学校を後期課程とし、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進する学校であり、1年生から9年生までの児童、生徒が1つの学校に通うという特性を生かし、9年間の教育課程において、学年の区分を4・3・2とか、5・4など、柔軟な学年段階の区切りを設定

することができます。

なお、県内では市川市にあります塩浜学園、同じ印旛地区にある成田市にある下総みどり学園、大栄みらい学園、それから近隣の八千代市にあります阿蘇米本学園などが現在開校しております。

なお、学校規模につきましては、印西市学校適正規模適正配置基本方針において適正規模を18学級から36学級としております。

続きまして、A4、1枚の横の資料にお戻りください。

対応方針の義務教育学校の項目をご覧ください。左側一番下となっております。

義務教育学校とすることにより、1つ目、長期にわたり、学校適正規模が維持できること、2つ目として、特色ある教育が期待できること、3つ目として、校舎や体育館を単体とすることができるため、小中併設校と比べてコスト面で有利になることが挙げられます。

ただし、義務教育学校設置までには何点か課題がございます。ご覧いただいている資料の右側の課題の項目をご覧ください。

まず、教室不足についてでございますが、西の原中学校は、将来的に教室が不足するため、現在の計画では、令和7年度から8年度に普通教室20教室と特別教室を整備することとなっております。

ただし、義務教育学校を新設することにより、必要教室数が減ることから、増築の計画を変更し、新たに設置する普通教室を10教室とすることといたしました。

次に、下の部分、用地であります。

後期課程、いわゆる中学校部分が増えますので、新たに用地が必要となります。この課題につきましては、現在、原小学校の分離新設候補地の土地保有者に交渉し、用地面積が増えることに対して同意を得ております。

また、長期対応について、3つ挙げております。

1つ目、東の原地区は開発がほぼ完了し、児童、生徒数は減少傾向と予測しております。小規模校となることにより、教育指導面、学校運営面で課題がございますので、適正規模の観点から、良好な学校環境が維持できないと判断される場合には、前の、原小学校、それから西の原中学校へ戻ることを検討することとしております。

続きまして2つ目であります。牧の原駅圏の児童、生徒数が増加傾向にある予測となっております。この課題に対しましては、義務教育学校を受皿として機能することが可能と考えております。

3つ目、特色ある教育についてですが、これにつきましては、1つ目の東の原地区の児童、生徒減少への対応ともなりますが、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を基本とする学校となりますので、小学校高学年から教科担任制や継続性のある教育DXなどを導入することが可能となります。

それらを特色ある教育とし、特認校として、市内全域からの受入れを視野に入れることも可能と考えております。

以上を踏まえて、今後の対応ですが、地権者との基本協定締結後、義務教育学校新設基本計画を取りまとめ、令和11年4月開校を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

この件について質疑はございませんか。

豊田委員。

豊田委員

この後の総合教育会議でこの内容がまたいろいろ出てくると思うのですけれども、今、この時点で質問させていただいていいですか。

そうしますと、まず、1つ確認なんですけれども、今回の義務教育学校の設置については、資料の見出しにあるとおり、過大規模校の対策をメインに考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、教育の質の向上ということで、一貫校を目指すと、要は特色ある教育を行うということがメインなのか、これは両方なのでしょうかけれども、重点を置いているのは過大規模校の対策ということなののでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

まずは、大きな目的としてあるのは、原小学校、西の原中学校の過大規模校対策というのが、これが大きな目標となっております。

今回、たまたまその土地を利用することによって、小学校と中学校の部分が同じ敷地の中で、建設ができるということになった場合、やっぱり何がプラスアルファでできるかといったことを考えた場合に出てきたのが、この義務教育学校だということです。

ですので、あくまでも大きな目的としては最初にあるのは一般校での過大規模校対策ということが原因としてあります。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

それで、要は、文科省のほうの小中一貫というのを推進されているのですけれども、今回義務教育学校にする、取り組むのですけれども、文科省の示している内容だと幾つかの選択肢があって、例えば、義務教育学校とあと同一敷地内の隣接の一貫校の小・中学校というのがございますよね。その選定を今回一貫校にしたという理由、後でまた聞かせてもらいますけれども、その辺はどうなののでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

そこら辺は自分もよく分かるところなのですが、義務教育学校とそれから小中一貫教育といった場合に、ひとつ、いわゆる学校経営をする責任者が義務教育学校は1人になるわけですね。一貫校になった場合、いわゆる施設連携をする小中連携型みたいな感じになってくると、校長が2人出てくるわけなんですね。

そうなっていった場合に、やっぱり何というのですか、ひとつ学校経

営をやっている中で、司令塔が1人というのが学校を運営していく中では、自分としてはやりやすいのではないかなと考えております。それは、2人が参加とか、いろいろな考えが出てくるので、なかなかその連携を取るのも難しさが出てくるのではないのでしょうか。

それから、義務教育学校の大きなその権限というところを考えた場合もメリットはそういうところにあるのではないかなと思っております。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

内容的にはさほど差異が見当たらない。先ほど、課長がおっしゃったとおり、校長先生が1人なのか、小中で1人ずつ置くのかという、その辺だと思いますけれども、あとは、計画に基づいて教育課程だとか、そういうのを定めていけばいいというようなことが書かれていますけれども、校長先生1人になってしまうと、今、どこの組織の中でも管理職をやりたくないという方がたくさんいると思うのですが、先生方の俺は校長先生になるんだという全体の幹部のモチベーションですとか、ちょっと横道の話ですけれども、そういうのがあると思うのですが。

それと最後にもう一点なんです、これは適正配置の審議会がございますよね。その中で、どのような意見が出たのでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

こういうふうな義務教育学校になりますという話は前回の適正配置審議会でもこちらから報告はさせていただいております。

実際に委員の皆様にも報告したのはそこが初めてだったものですから、ある意味突然の話だったものですから、えっと驚きのほうが大きかったかなと思います。

ですので、これからどういう義務教育学校にしていくのか、印西市の義務教育学校をどのような形にしていくのかというのは、やっぱりこれから教育委員の皆様にご意見をいただいて進めていきたいなと思いますので、その意見については、これから詳細にいただければと考えております。

職務代理者
豊田委員

豊田委員。

令和11年開校というので、時間があまりなさそうなので、これから学校を建設されたりとか、土地の取得から始まるわけでしょう。大変タイトなスケジュールではないかと思うのですが、その辺がちょっとどうなのかなという気がしています。

職務代理者
学務課長

学務課長。

豊田委員が思っいらっしゃるは自分も同じように思っています。もうハード面の部分とそれからソフト部分というのは、もう同時進行でいかないと自分はちょっと無理だなと思っています。

特にこの義務教育学校については、なかなかメリット部分、デメリットの部分というのがそれぞれ混在しておりまして、そうやっていった場

合に、いきなり例えば、自分が令和11年に校長でやっていきなさいとい
っても、なかなかこれ難しいことだと思います。

ですから、その準備段階がなるべく早くできていて、1年前からもう
ある程度の青写真ができていないといいスタートは切れないのではない
かなと自分は思っています。

ですので、そういふうな計画の下、進めるよう担当課としては、尽力
していきたいと考えております。

豊田委員
職務代理者
教育長

分かりました。

教育長。

ちょっといいですか。

最初のご質問の補足という形で、義務教育学校と、いわゆる併設型の
小中一貫校、あまり差異がないのではないかということですが、併設型
の一番の違い、校長1人ということ言いましたけれども、要するに、教員
集団が1つなんですね。義務教育学校、併設型の一貫教育というのは、
校長も2人いるし、職員集団も2つあるんですよ、その違いというのが
何かといたら、やっぱり義務教育学校は、1年生から9年生までの9年
間の1つの系統だった連続性を持った教育ができていく。併設型とい
うのはやっぱり小学校6年間のあとの中学校3年間というくり方が大きく
違ってきます。

ですので、義務教育学校だと、学校教育目標が同じです。1つ。2つあ
るかもしれませんが、併設型だと違う学校教育目標が存在する可
能性も出てきます。その辺が大きな違いなのかなと。連続性、系統性
というところが、義務教育学校のほうがしっかり担保できるというところ
のメリットはあるのではないかと思います。

ちょっと補足で。

豊田委員
職務代理者

ありがとうございます。

よろしいですか。

この件については、後ほどまた教育会議のほうで詳しく論議させてい
ただきます。よろしくお願ひします。

その他、何かございますか。

指導課長。

指導課長

令和7年度先進的な情報教育の取組について、LEGOを使ったロボ
ットチャの導入について説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

目的でございますが、データサイエンス・エンジニアリング・デジ
タルシティズンシップと情報の活用を総合的に学び、子どもの問題発見、
解決能力と想像力を高めるために行います。

2の内容でございますが、テクノロジー教育推進に必要な教材として
LEGOを使ったロボットチャ対応のプログラミング教材を購入して進め
てまいります。段階的に全小・中学校への導入を予定しており、令和7

年度は原山中学校区、印旛中学校区の計7校を対象としております。

2つの中学校区7校を対象とし、232セットを購入予定でございます。原山小学校が0セットになっている理由でございますが、この教材は令和5年度にアマゾンからの寄附を受け、原山小学校でいち早く授業の中で導入しているためでございます。

3の事業費でございますが、1,999万3,000円でございます。

4のLEGOを活用したロボッチャについて説明をさせていただきます。

ロボッチャとは、ボッチャをロボットで実施する競技でございます。実際のボッチャの10分の1のサイズのコート上で競技を行います。子どもたちはボールを投球するロボットを製作し、そのロボットが動作できるようにプログラミングを行います。

裏面をご覧ください。

また、投球したボールのコート上の落下地点データやプログラムに入力した数値等でデータを記録し、そのデータを活用しながら戦略を立てるといった学習活動も行います。

さらに実社会で使われているものをテーマに、自分で実際に組み立て、動かしてみることで、ものの構造や仕組み、センサー、プログラミングなどの考え方等を複合的に学びます。

なお、この教材を使って、小学校は第3学年以上が総合的な学習の時間にて学習をする想定でございます。また、中学校におきましては全年を対象としております。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

この件について、質疑ありませんか。

よろしいですか。

各委員

はい

職務代理者

これで、日程第8 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日について連絡がございます。

教育総務課長。

教育総務課長

次回の教育委員会定例会会議の開催についてご連絡いたします。

令和7年第3回印西市教育委員会定例会は、3月19日水曜日午後1時15分から、こちらの41会議室で行います。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(閉会の宣告)
教 育 長

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第2回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(14時24分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月28日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 豊 田 光 弘